

## 条 例

議会の議決を経た「千曲市保養センター条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和8年3月25日

千曲市長

千曲市条例第8号

## 千曲市保養センター条例の一部を改正する条例

千曲市保養センター条例（平成15年千曲市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（白鳥園については、規則で定める施設を除く。以下同じ。）」を削り、同項後段を削る。

第4条第3号中「（白鳥園については、特に行うべきものとして規則で定める業務その他これらに附随する業務等）」を削る。

第9条第2項中「第2号」の次に「、第3号」を、「身体障害者手帳」の次に「、児童扶養手当証書」を加える。

第11条を第16条とし、第10条を第15条とし、第9条の次に次の5条を加える。

（白鳥園福祉風呂等の利用許可）

第10条 白鳥園の福祉風呂、地域交流室及び芝生広場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前条の許可の申請があった場合において、許可を受けようとする者が第7条各号に該当するときは、当該許可をしないものとする。

（白鳥園福祉風呂等の利用料金）

第11条 前条第1項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる利用料金を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

（白鳥園福祉風呂等の利用料金の減免）

第12条 前条の利用料金は、別表第4の左欄に掲げる利用区分に該当するときは、当該左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる減免率を乗じた額に減額し、又は免除する。

（利用料金の不還付）

第13条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他利用者の責めに帰すことができない理由で使用不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ない事情があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を現状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市においてこれを現状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第8条関係)

浴場利用料金

利用区分		利用料金	
		多世代健康交流プラザ ザつるの湯 佐野川温泉竹林の湯	白鳥園
大人 (12歳以上)	1人につき1回	500円	950円
中人 (6歳以上12歳未満)	1人につき1回	170円	400円
小人 (6歳未満)	1人につき1回	80円	200円

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3 (第11条関係)

白鳥園の福祉風呂等利用料金

利用区分		利用料金
福祉風呂	1組につき1時間あたり	1,000円
地域交流室	1組につき1時間あたり	5,000円
芝生広場	専用して利用する場合	1平方メートルにつき1日 50円
	物品を販売する場合 (臨時に施設を設ける場合)	1基につき1回

備考

1 福祉風呂及び地域交流室の利用時間で1時間未満の端数があるときは1時間とする。

2 福祉風呂の利用者が他の浴場を利用する場合は、別表第1に掲げる利用料金を要するものとする。

3 臨時に施設を設けるスペースは、1基あたり8m×3mとする。

別表第4（第12条関係）

利用区分	利用料金
(1) 市又は指定管理者が利用するとき。	100分の100
(2) 国、県又は他の地方公共団体が利用する場合で、市又は千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催するとき。	100分の100
(3) 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が利用するとき。	100分の100
(4) 市内の教育、福祉、産業団体等が利用する場合で、市又は教育委員会が共催するとき。	100分の100
(5) 市内の教育、福祉、産業団体等が利用するとき。	100分の50
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。	市長が定める率

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。